

告知票・免許証保管証 (番号乙 235844)

交付日時 平成25年5月16日午前 3時57分

交付者の所属階級及び氏名 神奈川県 港北署 警務課 警務隊長 緒方 和雄

(1) 氏名 生年月日 野村 昭和 昭和30年2月25日生(48歳) 職業 全社員

本籍 住所 横浜市神奈川区七島1-5-21-102 出頭日(裏面参照) 6月19日

免許証 第458704656222-04508号 平成23年3月23日 発行 公安委員会交付

保護者(住所) 氏名 (年齢) 職業 続柄 電話

(2) 違反車両 (印のもの) 大型車 普通車 二輪車 原付車 軽車両

違反車両(印のもの) 大型バス 大型貨物自動車 中型貨物自動車 大型貨物自動車 路面電車 乗用車 軽貨物自動車 軽貨物自動車 ミニカー 大型自動車 軽自動車 小型自動車 自転車 除軽自動車

登録(車両)番号 横浜C 1515号 (家庭用、営業用) 免許証保管 有・無

(3) 違反日時 平成25年5月16日 午前 3時48分ごろ

(4) 違反場所 神奈川県 港北区新横浜1-19-20 付近

(5) 違反事項(罰則) ①無免許運転 ②速度超過 ③信号無視 ④指定場所等 ⑤通行区分 ⑥通行禁止 ⑦踏切違反 ⑧積載物重量制限超過 ⑨その他 ⑩補足欄

①無免許運転 無免許運転 (64,117の4,2) 酒酔い運転 (65-1,117の2,1) 酒気帯び運転(呼気0.15mg/ℓ以上) (65-1,117の2の2,1,令44の3)

②速度超過 法定速度違反 (22-1,118-11,令11) 指定速度違反 (48 km/h 超過 50 km/h のところ 93 km/h) (22-1,4-1,118-11,令1の2)

③信号無視 (赤色等) 信号機信号(赤色 黄色)無視 (7,4-1,119-1(1)の2,令2-1)

④指定場所等 指定場所一時不停止 (43,4-1,119-1(2),令1の2) 交差道路通行車両等の進行妨害 (43,119-1(2))

⑤通行区分 右側通行 (17-N,119-1(2)の2)

⑥通行禁止 一方通行違反 (8-1,4-1,119-1(1)の2,令1の2) 通行禁止場所通行 (8-1,4-1,119-1(1)の2,令1の2) 禁止場所(右折 左折 直進) (8-1,4-1,119-1(1)の2,令1の2)

⑦踏切違反 踏切一時不停止 (33-1,119-1(2)) 通過に際し安全不確認 (33-1,119-1(2)) 断踏切 (断途中 断後 警報中) 立入り

⑧積載物重量制限超過 (57-1,118-1(2),令22(2)) (kg 超過 kgのところ kg)

⑨その他 警察署長の交通規制 (5-1,令3の2)

⑩補足欄 不注意による確認義務不履行 (信 号 法 定 禁 止 場 所 免 許 証 携 帯 速 度 踏 切 道 路 標 識 追 加 等 の 表 示 に よ る 禁 止 制 限 場 所 同 通 行 帯)

(6) 反則制度 反則当該当 (○印のもの) 非反則行為 無免許無資格 (125-II(1)) 酒気帯び (125-II(2)) 麻薬等影響 (125-II(3)) 交通事故 (126-I(1)) 居所等不明 (126-I(2)) 逃亡

有効期限 平成 年 月 日

免許年月日 第免二小原 昭和・平成 年 月 日 備考 1 この保管証は、有効期間中は、運転免許証とみなされるもので、すから運転するときには必ず携帯していなければなりません。 2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。

●注 あなたの違反についておたずねしたいことがありますので、上記出頭日時にご本人、免許証(免許証のない場合は身分を証明できるもの)及び印鑑を持参して裏面下段記載場所に出頭して下さい。

注 土曜・日曜・休日は受付けません。また、保土ヶ谷簡易裁判所(交通裁判所)内県警交通指導課分室以外では、出頭指定日でなければ受付けません。

◎免許証記載の住所

□運転代行業務中

□その他業務中

少年

20歳未満の者の事件は、警察または検察官から家庭裁判所に送られたうえ、処分が決められます。家庭裁判所が、刑事処分の必要があると認めて検察官に送り返した場合には起訴されることになります。

即決裁判・略式手続説明書

保土ヶ谷区検察庁検察官

あなたは検察官のもとに出頭したのち、表記違反事実について起訴されると簡易裁判所の裁判を受けることになります。

その場合、あなたに異議がなければ、公開の法廷で通常の規定による審判を受けるのではなく、交通事件即決裁判手続法により、法廷に出頭し簡易な手続で即決裁判を受けるか、または刑事訴訟法の定めるところにより、法廷には出頭しないで裁判官に書面審理をしてもらう略式手続による裁判を受けることもできます。これらの簡易な手続で裁判を受けたときでも、もしその裁判に不服があればその裁判を受けた日から14日以内に正式裁判の請求をすることができます。

そこで、あなたが即決裁判手続または略式手続のいずれかによって裁判を受けることに異議がなければ、その旨を明らかにするためあらかじめ(出頭する前に)自分自身で下の申述書欄に署名しておいて下さい。(即決裁判手続または略式手続によることに異議があるときは、署名しないままで出頭して下さい。その場合には、検察官が、あらかじめ出頭すべき日時を指定することがあります。)

申述書	通常の規定による審判を受けられることもよくわかりましたが、即決裁判手続または略式手続のいずれかの手続によって審理されることに異議がありません。 平成 年 月 日 氏名
-----	---

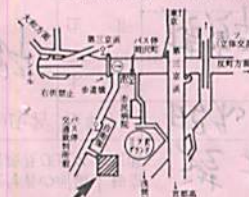
○ 略 式 命 令

(イ) 事件名	道路交通法違反	(ロ) 被告人の氏名、年齢、職業、住居、本籍 表記1のとおり。
(ハ) 主文	被告人を罰金 円に処する。 これを完納することができないときは金5,000円を1日に換算した期間(端数は1日に換算する)被告人を労役場に留置する。第1項の金額を仮に納付することを命ずる。	
罪となるべき事実	被告人にかかる表記(2)、(3)、(4)、(5)記載の事実	
適用法令	表記(5)記載の罰条 刑法18条、刑訴法348条	
(ニ) 裁判をした裁判所及び年月日	保土ヶ谷簡易裁判所	平成 年 月 日
(ホ) 裁判官氏名	同 庁 簡易裁判所判事	

上記略式命令に対しては、告知を受けた日から14日以内に当裁判所に対して正式裁判の請求をすることができます。

上記は謄本である。
前同日同庁 裁判所書記官

交通の便 横浜駅西口から10番相鉄バス交通裁判所循環交通裁判所前下車



出頭場所	所在地
1 保土ヶ谷簡易裁判所(交通裁判所)内県警交通指導課分室	横浜市保土ヶ谷区岡沢町273番地 電 0465(333L)6195
2 横須賀簡易裁判所内派遣警察官室	横須賀市田戸台3番地 電 046(823)1907
3 平塚簡易裁判所内派遣警察官室	平塚市見附町43番9号 電 0463(31)0513
4 相模原簡易裁判所内派遣警察官室	相模原市中央区富士見6丁目10番1号 電 042(755)4681
5 小田原簡易裁判所内派遣警察官室	小田原市本町1丁目7番9号 電 0465(22)6186

保土ヶ谷簡易裁判所(交通裁判所)内県警交通指導課分室

◎注 1以外の出頭場所には、駐車場の設備がないので、自動車の利用はご遠慮下さい。

注意 当日罰金の裁判があったときは、即日納付すれば一切の刑事手続が終了しますからその用意をしてきてください。

検察官